

提出する日又は投函する日を記入してください

無線局包括登録申請書

令和〇年〇月〇日

関東 総合通信局長 殿

※ 印紙税納付計器での納付はできません。
 ※ 手数料より多く収入印紙を貼付ける場合は「過納承諾」と印紙の近くに記載ください。

収入印紙貼付欄

包括登録申請手数料 2,900 円
 割印不要

電波法第 27 条の 32 第 2 項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第 3 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

法人は必ず登記されている本社（本店）住所で記入すること。工場・支店等では受付不可。
 団体は団体名及びその団体の長で申請すること。防災部長・会計部長等は受付不可。
 また個人事業主による屋号も登録不可。
個人で申請してください。
 ※市区町村コードは住所が記載されていれば省略可

1 申請者

住所	都道府県—市区町村コード 〒 (102 — 8795) 東京都千代田区九段下 1-2-1
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ カントウソウゴウツウシンガブシカイシャ ダイエイウトリシマリヤクシヤチョウ カントウ タロウ 関東総合通信株式会社 代表取締役社長 関東 太郎
住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 代理人が提出する場合のみ、 <u>申請様式に欄を追加</u> し、記入してください。 (委任状が必要です)
電波法違反履歴の有無を確認。無い場合は「無」にチェックしてください。	

2 電波法第 27 条の 23 第 2 項第 1 号への該当の有無

有 無

包括登録申請の場合は「①、②、③、⑥」を記入

3 登録又は再登録に関する事項

① 無線設備の規格	デジタル簡易無線局
② 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	※無線局を使用する範囲を記載 例1 全国の陸上及び日本周辺海域並びにそれらの上空 例2 全国の陸上及び日本周辺海域 例3 全国の陸上
③ 周波数及び空中線電力	例1 351.03125 MHz～351.1 MHzまでの6.25 KHz間隔の12波 5W 351.2 MHz～351.63125 MHzまでの6.25 KHz間隔の70波 5W 例2 351.10625 MHz～351.19375 MHzまでの6.25 KHz間隔の15波 1W
④ 登録の番号	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の陸上及び日本周辺海域並びにそれらの上空 → 例1及び例2を記載 ・全国の陸上及び日本周辺海域 ・全国の陸上 → 例1を記載
⑤ 登録の年月日	
⑥ 希望する登録の有効期間	
⑦ 登録の有効期間中において同時に開設されている無線局の見込数	
⑧ 備考	※2 電波法第27条の20第2項第1号への該当の有無が有の場合は、その内容を記載してください。

最大5年 5年より短い期間を希望する場合に記入してください。

4 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

1の欄と同一のため記載を省略します。

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (102 - 8795) 東京都千代田区九段南1-2-1 22階
部署名	フリガナ カントウソウゴウツウシヨブシカイシャ ムセンブ ムセンカ 関東総合通信株式会社 無線部 無線課

納入告知書の送付先を「申請者住所以外」に希望する場合は送付先を記入してください。
法人の場合、個人名宛には送付できません。
(担当者が変更するとまた手続きが必要になるためです。)

5 申請の内容に関する連絡

所属、氏名	フリガナ ムセンブ ムセンカ シンセイソウゴウ クワンミナミ 無線部 無線課 申請担当 九段みなみ
電話番号	03-0000-0000 (携帯 090-0000-0000)
メールアドレス	

申請内容に関する問い合わせ先を記入してください。

該当する方にチェックをしてください。

1 法人団体個人の別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人	
2 住所	都道府県－市区町村コード []	
	〒 ()	
	電話番号 () -	
3 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	
4 運用開始の予定期日	令和〇年〇月〇日	
5 希望する登録の有効期間		
6 開設の目的	簡易な業務 等	
7 無線設備の常置場所	都道府県－市区町村コード []	
	〒 ()	
8 無線設備の工事設計の内容	識別符号	
	適合表示無線設備の番号	
	製造番号	
	空中線の利得	
	指向方向	
9 備考	開設見込み数 〇局	

使用を開始する見込みの日にちを書いてください。

おおよそ何局（台数）使用するかを記載。包括のため2局（台数）以上を記載することになります。

実際の運用は、この局数より増えても問題はありません。